

市第156号議案

横浜市地域療育センター条例等の一部改正

横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年3月25日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市地域療育センター条例の一部改正）

第1条 横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号アを次のように改める。

ア 診療を受ける場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第2条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号アを次のように改める。

ア 診療を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準により算定した額

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同

法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法

(イ) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。)

)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準

(ウ) 健康保険法第86条第2項第1号(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額の算定方法

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第3条 横浜市総合保健医療センター条例(平成4年3月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号アを次のように改める。

ア 診療(ウに規定する短期入所療養介護等を除く。)を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準により算定した額

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71

条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法

- (イ) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準
- (ウ) 健康保険法第86条第2項第1号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額の算定方法

（横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正）

第4条 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額

（横浜市救急医療センター条例の一部改正）

第5条 横浜市救急医療センター条例（昭和56年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 診療を受けるときは、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額  
（横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部改正）

第6条 横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第76条第2項」の次に「（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項」を加える。

（横浜市衛生研究所条例の一部改正）

第7条 横浜市衛生研究所条例（昭和33年12月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法」に、「同表」を「当該算定方法」に改める。

（横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正）

第8条 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号アを次のように改める。

ア 一般診療（イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法

(イ) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準

(ウ) 健康保険法第86条第2項第1号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額の算定方法

第2条第1項第1号イ及びウ中「算定告示等」を「算定方法等

」に改め、同号オ中「（大正11年法律第70号）」を削り、同項第2号中「診療報酬の算定方法」を「前号ア(ア)に掲げる算定方法」に改め、同項第6号及び第7号中「算定告示等」を「算定方法等」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市地域療育センター条例、第2条の規定による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例、第3条の規定による改正後の横浜市総合保健医療センター条例、第4条の規定による改正後の横浜市スポーツ医科学センター条例、第5条の規定による改正後の横浜市救急医療センター条例、第6条の規定による改正後の横浜市保健所及び福祉保健センター条例、第7条の規定による改正後の横浜市衛生研究所条例及び第8条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金、使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る利用料金、使用料及び手数料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

診療報酬の改定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市地域療育センター条例等の一部を改正する必要があるので提案する。